

若年性認知症相談窓口が連携している支援機関のご紹介

本人・家族用

障害者の雇用に関する支援機関では、相互に連携して支援を行っています。

ハローワーク

専門の職員や相談員が職業相談・紹介、職場定着指導等を実施します。

名称	住所	電話番号
ハローワーク福井	福井市開発1-121-1	0776-52-8150
ハローワーク武生	越前市府中1-11-2	0778-22-4078
ハローワーク大野	大野市城町8-5	0779-66-2408
ハローワーク三国	坂井市三国町寛善69-1	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1-7-3	0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10	0770-52-1260

障害者職業センター

職業評価、職業指導、職業準備支援、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施します。

名称	住所	電話番号
福井障害者職業センター	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685

障害者就業・生活支援センター

就職に向けた支援、在職者への支援、事業主に対する助言、日常・職業生活上の支援や助言を実施します。

名称	住所	電話番号
福井障害者就業・生活支援センター（ふっとわーく）	福井市三郎丸4-303	0776-97-5361
嶺南障害者就業・生活支援センター（ひびき）	敦賀市神楽町1-3-20	0770-20-1236

産業保健総合支援センター

産業保健に関する相談に対して助言を行ったり、産業保健に関する研修や情報提供を行っています。

名称	住所	電話番号
福井産業保健総合支援センター	福井市中央1-3-1	0776-27-6395

専門病院・認知症疾患医療センター

認知症の診断や治療を行うだけでなく、看護師や精神保健福祉士が認知症の方への対応の仕方や福祉サービスなどについて相談に応じています。

名称	住所	電話番号
福井県立すこやかシルバー病院	福井市島寺町93-6	0776-98-2700
松原病院（嶺北認知症疾患医療センター）	福井市文京2-9-1	0776-28-2929
敦賀温泉病院（嶺南認知症疾患医療センター）	敦賀市吉河41-1-5	0770-23-8210

若年性認知症相談窓口では、若年性認知症支援コーディネーターが各支援機関と連携しながら、医療や就労、利用できる制度、退職後の生活など幅広く相談に対応しています。

福井県若年性認知症相談窓口

☎0776-63-5488

月～金 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）
福井市文京2丁目9番1号（公益財団法人 松原病院内）
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/jakunen.html>



若年性認知症を知っていますか？

～認知症は高齢者だけの病気ではありません～

認知症は高齢者の病気だと思っていませんか？認知症は40代、50代の働き盛りで発症することもあり、65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。初期の症状はうつ病や更年期障害と間違われることもあります。

仕事のことや家庭のことなど特有の悩みが生じることが多いため、早期に医療機関を受診し、支援機関に相談することが大切です。



認知症とは認知機能（記憶、言語、学習、判断力など）が持続的に低下する状態をいいます。認知症があっても、早期に受診し、周囲の理解や配慮があれば、働き続けることができます。

福井県では若年性認知症相談窓口を開設し、若年性認知症支援コーディネーターが各支援機関と連携して事業主の方とご本人・ご家族への支援を行っています。

福井県若年性認知症相談窓口

思いあたることはありませんか？

仕事中

日常の中での“いつもと違う”という気づきが大切です

- 作業に時間がかかるようになったり、ミスが多くなった
- 複数の作業を同時並行で行えなくなった
- 職場の仲間や取引先の相手の名前が思い出せない
- 指示されたことが理解できない
- 段取りができず、優先順位がわからなくなる
- 大事な約束を忘れてしまうことや、忘れ物が増えた
- 探し物をすることが多くなった
- 考えがまとまらない



1つでも気になることがあれば、若年性認知症相談窓口にご相談ください。



家庭生活

- 財布や鍵を置いた場所を忘れることが増えた
- お金の計算や漢字の読み書きが苦手になった
- 車の運転に不安を感じるようになった
- 知っているはずの場所で道に迷ってしまうことがある
- 身だしなみに気を遣えなくなった
- 料理が段取りよくできなくなった
- お金を計画的に使えなくなった
- 意欲がなくなる
- イライラしやすくなった



専門機関で相談ができます

若年性認知症相談窓口は相談内容に応じて支援機関を紹介し、連携してサポートします

- 医療機関の受診に関する相談
- 病気の症状や対処法などの助言
- 就労を継続するための支援
- 退職後の生活
- 利用できる制度やその手続き

若年性認知症相談窓口ではサービスや制度をまとめたハンドブックを作成・配布しています。



仕事を続けるサポートが受けられます

認知症があっても働き続けることができます

- 業務内容の変更や配置転換などの配慮があれば、仕事を続けることができます。
- 支援機関への相談によって、職場との調整についてのサポートや、ジョブコーチの支援を受けることができます。
- 精神障害者保健福祉手帳を取得することで、職場の理解や配慮を得ながら働くこともできます。



早期受診が大切です

気になるときはためらわずに医療機関を受診しましょう

- 早めにかかりつけ医などの身近な医療機関に相談するか、認知症疾患医療センターや専門の医療機関（もの忘れ外来、神経内科、老年科、精神科、脳神経外科など）を受診しましょう。できるだけ普段の様子をよく知る家族と一緒に受診をしましょう。
- 就労中の方は職場の産業医に相談することもできます。若年性認知症相談窓口では、医療機関の受診に関する相談にも応じています。



早期に受診することで制度が利用しやすくなります

- 在職中に受診することで利用できる制度があります。
- 障害年金や精神障害者保健福祉手帳を申請する場合は、原則としてその病気で初めて医療機関を受診した日（初診日）から一定期間を経過している必要があります。

特に**在職中**に受診しておくことが重要です。

今後の生活の設計を立てることができます

- 症状が初期のうちに今後の生活を考え、準備を進めることが大切です。
- 職場での理解と協力を得て、働き方を見直すことで、就労期間を延長することができます。



進行を遅らせる治療ができます

- 早期から適切な治療を受け、生活習慣を改善することで、病気の進行を遅らせることができます。
- 正常圧水頭症や硬膜下血腫など、早期発見・早期治療で改善する認知症の場合もあります。



専門機関で相談ができます

若年性認知症相談窓口は相談内容に応じて支援機関を紹介し、連携してサポートします

- 医療機関の受診に関する相談
- 病気の症状や対処法などの助言
- 就労を継続するための支援
- 退職後の生活
- 利用できる制度やその手続き

若年性認知症相談窓口ではサービスや制度をまとめたハンドブックを作成・配布しています。



仕事を続けるサポートが受けられます

認知症があっても働き続けることができます

- 業務内容の変更や配置転換などの配慮があれば、仕事を続けることができます。
- 支援機関への相談によって、職場との調整についてのサポートや、ジョブコーチの支援を受けることができます。
- 精神障害者保健福祉手帳を取得することで、職場の理解や配慮を得ながら働くこともできます。



若年性認知症相談窓口では治療のこと、仕事のこと、制度やサービスのことなど幅広く相談に応じています。ご本人やご家族だけで抱え込まず、早めに相談しましょう。

